AC_{26} ＝ 0.05222
AC_{27} ＝ 0.05449
AC_{28} ＝ 0.0482
AC_{29} ＝ 0.0482
AC_{30} ＝ 0.04818
AC 令元＝ 0.04786
AC 令２＝ 0.04850
AC 令３＝ 0.04926
AC 令４＝ 0.05221
AC 令５＝ 0.00798
AC 令６＝ 0.01325
AC 令７＝ 0.02057

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02547
AE_{24} ＝ 0.02567
AE_{25} ＝ 0.02630
AE_{26} ＝ 0.02712
AE_{27} ＝ 0.02879
AE_{28} ＝ 0.0242
AE_{29} ＝ 0.0240
AE_{30} ＝ 0.02399
AE 令元＝ 0.02361
AE 令２＝ 0.02372
AE 令３＝ 0.02407
AE 令４＝ 0.02564
AE 令５＝ 0.00474
AE 令６＝ 0.00705
AE 令７＝ 0.01146

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

AC_{26} ＝ 0.05268
AC_{27} ＝ 0.048
AC_{28} ＝ 0.0482
AC_{29} ＝ 0.0483
AC_{30} ＝ 0.04825
AC 令元＝ 0.04791
AC 令２＝ 0.04858
AC 令３＝ 0.04937
AC 令４＝ 0.00600
AC 令５＝ 0.00798
AC 令６＝ 0.01325

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02550
AE_{24} ＝ 0.02575
AE_{25} ＝ 0.02641
AE_{26} ＝ 0.02730
AE_{27} ＝ 0.025
AE_{28} ＝ 0.0242
AE_{29} ＝ 0.0241
AE_{30} ＝ 0.02403
AE 令元＝ 0.02363
AE 令２＝ 0.02376
AE 令３＝ 0.02412
AE 令４＝ 0.00345
AE 令５＝ 0.00474
AE 令６＝ 0.00705

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共